

第 6 3 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 3 年 4 月 1 3 日 (火)

午前 1 0 時

と ころ 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 6 月 定 例 会 に つ い て . . . **資 料 1**

2 モ ニ タ ー 意 見 に つ い て . . . **資 料 2**

3 政 務 活 動 費 (手 引) の 改 正 に つ い て

4 陳 情 ・ 要 望 書 の 取 扱 い に つ い て

(1) 「高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情」および「陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書」について

. . . **資 料 3**

(2) 「地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書」について

. . . **資 料 4**

5 陳 情 書 (山 田 伸 幸 議 員 の 不 適 切 発 言 か ら 見 る 議 会 、 議 員 の 在 り 方 に つ い て) に つ い て

6 抗 議 文 (山 田 伸 幸 議 員 の 不 穏 当 発 言 の 取 り 消 し 等) に つ い て

令和3年第2回（6月）定例会日程案

資料1

月	日	曜日	日程	備考
5	13	木	告示	
	14	金	議運	
	15	土		
	16	日		
	17	月		
	18	火		
	19	水		
	20	木	本会議初日	
	21	金	休会・議運	代質・一質締切・一質聞取
	22	土		
	23	日		
	24	月	休会	代質趣旨書締切・聞取
	25	火	2委員会・分科会	
	26	水	休会	全国市議会議長会
	27	木	休会	〃
	28	金	本会議・委員会	才一ト議決
	29	土		
	30	日		
	31	月	委員会	
6	1	火	委員会予備日	
	2	水	代表質問	
	3	木	一般質問	
	4	金	一般質問	
	5	土		
	6	日		
	7	月	一般質問	
	8	火	休会	全国市長会
	9	水	休会	〃
	10	木	一般質問	
	11	金	一般会計予算決算常任委員会	
	12	土		
	13	日		
	14	月	休会（議事整理日）	
	15	火	本会議最終日	

令和 2 年 1 2 月 3 日付 市議会モニター：藤永幸成

モニターからの意見	担当委員会
<p>1 1 月 2 6 日の議会運営委員会を拝聴して思ったこと</p> <p>1. 山陽小野田市議会基本条例について</p> <p>ア. 山陽小野田市議会基本条例（以下、「基本条例」という。）中には、山陽小野田市（地方公共団体）の執行機関に対する監視する機能や執行機関と相互にけん制し合う機能についての明文が見当たらないと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>イ. 第 9 条に定める「政策討論会」について、出席委員の皆様の共通認識として、当該協議が長期間にわたって実施されていないとするものでしたが、普段の委員会協議や本会議での討議は、これに類するものではないのですか。</p> <p>ウ. 第 9 条 1 項中に規定される「共通認識…図り」とは、どのような事象を指すのでしょうか。政策討論会の場において「共通認識」が必要なのでしょうか。</p> <p>2. 市議会や各種委員会について</p> <p>前 1. アに記述しました「執行機関に対する監視やけん制機能」について、十分に発揮できているとの共通認識を共有されているのでしょうか。</p> <p>議会運営委員会を公開していることは、執行機関に対して持つべき緊張感を放棄されているように思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>相手に手の内を公開すれば、相手は楽勝だと思います。</p> <p>3. 議会等の質問時間について</p> <p>議会等の質問時間について、午前中の時間を 1 2 時から 1 2 時 2 0 分まで延長すべきとの意見について、質問が途中で途切れることに対する傍聴者からの苦情を一因に掲げ、半ば強行的に外部委員の意見を排除し、2 0 分の延長を決定されたように拝聴しました。</p> <p>これに関しまして、次の意見を述べさせていただきます。</p>	<p>議会運営委員会</p>

- | | |
|--|--|
| <p>ア．質問が途中で途切れないうための方策として、昼休憩を挟まず質問を継続されてはかがでしょうか。</p> <p>イ．質問時間の延長に伴う対応として、関係する一般職員全員に対し、対価支給若しくは休暇付与を立法制度化する。</p> <p>ウ．ごく一部の苦情により、多数の関係者に不利益を被らせる可能性がある規定は意味を持たないので、全て廃止されてはかがでしょうか。</p> | |
|--|--|

令和2年12月10日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	担当委員会
<p>意見と質問</p> <p>前々から、「議員活動」と「議会活動」の違いが分かりにくく感じています。 即ち「議員」と「議会人」の違いです。 これを踏まえてモニター活動をしなければならないと考えていますが、よく分かりません。 議員皆さんの共通認識として、いかなるものか教えてください。</p>	<p>議会運営委員会</p>

モニターからの意見	担当委員会
<p>1. 一般質問時のマスク適用除外について 昨年12月定例会より、議場も完成して、コロナ対策も取られた中での一般質問でしたが、マスクを着用しての声が聞き取りにくい場面が何度もありました。 当然、健康被害を及ぼす可能性が高くなるのであれば問題ですが、いかがでしょうか。 議員の発言は、私たち市民になじみのない言葉も多く、ちょっとしたことで理解できない場面がありますし、しゃべり方がもともと聞き取りにくい方もいらっしゃいますので、御検討ください。</p> <p>2. 政策討論会の開催について 長い期間政策討論会が開催されておきませんが、22名の議員の皆さんは、政策が全て一致しているのでしょうか。言論の府と言いながら、この開催が定期的に実行されないのは、議員の怠慢と受け取られかねません。 先般「日本国旗掲揚について」が最後だったのでしょうか。これにしても「十分な」議論がなされていたのでしょうか。 開催方法が委員会提案なのか、議運提案なのか、複数名の議員提案なのか、内容の決定方法は様々ですが、その動きが見えないことは残念でなりません。御検討ください。</p> <p>3. 会派の意味について 山陽小野田市議会における「会派」の存在理由、その必要性について、その定義を教えてください。 また、現行会派のその主張もホームページに掲載することで、市民にも議会におけるそれぞれの会派の基本的主張が分かり、まさに開かれた議会を一步前進させることにつながるのではないのでしょうか。御検討ください。</p>	<p>議会運営委員会</p>

令和3年1月26日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	担当委員会
<p>広聴委員会を見て</p> <p>1月26日の広聴特別委員会で「お知らせ」として、職務以外の意見は掲載しない旨の案内が出されることが決定されました。これはただ単に委員長の指導力不足を露呈するもので、今さら全員に知らせるのは情けないと考えます。最初に説明していることです。議会のルールをルールとして、毅然と対応することが議会として求められていると考えるが、いかがか。</p>	<p>広聴特別委員会</p>

モニターからの意見	担当委員会
<p>モニター意見の配布について</p> <p>モニター意見の取扱いは機関決定され、その手順によって進められております。そのことに異議はありませんが、提出のタイミングにもよりますが、モニターの意見が提出されてから、議員各位に配布されるまでにタイムラグが発生しているようです。</p> <p>モニター意見の配布については、議員に対して随時渡されるようなルールが良いのではないのでしょうか。</p> <p>その理由として</p> <ol style="list-style-type: none">1. まとめてモニターの意見を受け取った場合、数が多いときにしっかりと読めないことがあり得ること。2. 委員会を見ての意見などは、議員が記憶のある間に読んでいただくことで、より理解が深まる可能性が強いこと3. モニターの意見についての検討には一定の時間が掛かります。これはしようがないことですが、内容によっては速やかに検討を要するものや、議会として実行できることもあるかもしれません。そういった情報を取りこぼさないためにも、タイムリーな周知を行う必要性があるのではないかと。	<p>広聴特別委員会</p>

モニターからの意見	担当委員会
<p>議会モニターからの意見（2） <市営住宅条例一部改正の議論について></p> <p>1. 令和元年12月6日の産建委員会に条例改正の提案</p> <p>令和元年12月議会に市営住宅条例の一部改正案が提案されました。この条例改正案を審議した12月6日の産建委員会の会議録を読み返してみました。条例改正に関して建築住宅課長は「近年、身寄りのない単身高齢者が増加し、公営住宅への入居に際して連帯保証人の確保が困難になることが懸念される」ため、国は民法と公営住宅管理標準条例（案）を改正して「保証人に関する規程を削除した」こと、それに伴い「本市でも、住宅に困窮する低所得者へ住宅を提供するという市営住宅の目的があることを考慮して、連帯保証人を2名から1名に減じる」ことにしたと条例改正の趣旨を説明しています。</p> <p>(1) 連帯保証人を減じることが民法改正の趣旨ではない</p> <p>しかし、改正民法のどこを見ても、連帯保証人の人数を変えるという規定はありません。昨年4月から施行された改正民法では「極度額（限度額）の定めのない連帯保証契約は無効となる」との趣旨が明記されたのです。</p> <p>例えば、ある自治体のホームページでは「4月1日に「民法の一部を改正する法律」が施行されました。その中で、賃貸借契約や保証について、ルールの特化や見直しがされています。これまでの賃貸借契約では、保証する最大限の額（極度額）を定めずに連帯保証をしている場合が多く、予期せず高額な債務を負うことがありました。そこで改正民法では、賃貸人が個人の保証人を求める場合、連帯保証人が負う極度額を定め、なおかつ書面などで契約しなければ、保証契約は無効になるというルールが設けられました」（福岡県志免町）と解説しています。</p> <p>この民法改正のきっかけとなったのは、平成9年11月13日付最高裁判決以降、各裁判所で連帯保証人への債務の限度額が認定され、民法改正に至ったものです。その後、国は公営住宅管理標準条例（案）から連帯保証人に関する規程を削除し、公営住宅入居時に連帯保証人を置くかどうか及び極度額の設定は、各自治体の判断に任せることになったのです。山口県内でも、下関市など数自治体では連帯保証人を置かず、保証会社による代行を行えるようにしたのです。条例改正の趣旨が全く違うではありませんか。</p>	<p>産業建設常任委員会</p>

(2) 市営住宅条例施行規則の審議をなぜしなかったのですか

今回の条例改正は、連帯保証人を2名から1名に減じることが改正点ですが、民法改正の最大の趣旨が連帯保証人の「極度額」明記にあったのに、それは施行規則の中に規定されるため、委員会審議に付されないこととなります。しかし、宇部市議会では市営住宅条例改正の審査とともに、施行規則も委員会に提出させ、極度額の議論がされています。山陽小野田市議会では、この民法改正の趣旨が全く議論されなかったのはなぜですか。

(3) 連帯保証人に代わる保証会社の代行を、なぜ認めないのですか。

委員会審査の中では、連帯保証人の保証債務に関する議論はされました。しかし、生活保護利用者などの生活困窮者の連帯保証人確保の困難さや、連帯保証人が亡くなった場合などに別居親族等に債務の請求が及ぶことが議論されていますが、県や下関市のように保証会社に代行させる方法に関して、なぜ議論がされなかったのでしょうか。

(4) 契約更新時等の場合の新条例適用に関して

条例では令和2年4月以前の契約は、旧民法が適用されるとしています。しかし、同じ市営住宅への転居や契約更新時には、改正民法が適用されるのかどうか全く不明です。経済産業省「既存の賃貸借契約を合意により更新し、この更新合意書に連帯保証人が署名捺印すると、新法の適用を受ける」との見解であり、このことの審査も必要ではなかったのでしょうか。

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

小野田中央青果仲買人組合
組合長 高橋 泰男

「高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情」および
「陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書」について

日々の議会運営へのご尽力に敬意を表します。

昨日の議会運営委員会についてですが、私の発言に対する陳情書が再度提出されたことに驚くとともに、このような陳情が二度も取り上げられたことに非常に残念な思いをもっています。

確かに先日の私の発言については後日取り消しの申し立てを実施しています。

しかし取り消しの理由はご遺族の方への配慮であり、決して嘘偽りを申したからではありません。

発言後にご遺族の方ともお話をしその発言自体には了承を得ていますし、医学的に100%の関連を明らかにする事は困難ですが、亡くなられた仲買人さんが最後まで市場の行く末を案じておられたことはご遺族も認めておられるところです。

このような陳情で私の提出した陳情書の趣旨や、605名の陳情への賛同署名をしていただいた方々の想いが無駄にならないよう願っています。

議長におかれましては以下の点を参考いただき、今後このような陳情については受け取りをされず、貴重な議会運営の時間を無駄にされることのないようお願いいたします。

1. 陳情の取り上げ方について

一連の陳情には「このような事実があるのでしょうか」「あたかも」等とかかれており、事実関係の調査や裏づけを行った形跡はまったくなく憶測に基づいているもののようです。

議会は個人的な感情や自己顕示欲を満足させる場ではありません。

憶測だけで出された陳情はそもそも議会運営委員会で取り上げるべきではないと考えます。

2. 陳情の内容について

陳情の内容は新市場開設者への謝罪文の要求等、本来の議会権限を越える範囲で行われています。

陳情者本人も自身のフェイスブック上でそう述べており、本来議会に求めるべきことではないことを認識した上での陳情と思われます。

議会に於いてはこのような陳情に貴重な時間を割くべきではないと考えます。

最後に

本陳情者は自身のフェイスブック上にて、私の委員会での発言部分映像を切り取り、今回の陳情を共に提示し個人が特定できる状況にした上で、不特定多数が閲覧可能な状態にしていました。

このような行動は私の名誉を毀損する行為であると共に、陳情に賛同して下さった605名の皆様の想いを踏みにじる行為であると考えます。

またこれは今回に限った話ではありません。

本陳情者は度々議会や委員会等の映像を加工し、自身のフェイスブックやYOUTUBE等で他者を誹謗するような内容と共に公開をしています。

本陳情者は議会モニターにも名を連ねておられますが、議会中継の転載や加工は議会事務局の許可の下で行われていることなのでしょうか。

もし無断で議会の様子を転載し他者を貶めるために利用しているのであれば、議会モニターとしての資質にも疑問を持たざるを得ません。

この件についても本意見書をもって併せて調査・回答いただくようお願いいたします。



令和3年3月22日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様



小野田中央青果仲買人組合
組合長 高橋 泰男

「地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書」について

私どもが先日提出いたしました標記陳情書について再度議論を行っていただくよう要望いたします。

先日の産業建設委員会にて標記陳情が取り上げられましたが、その内容は私たちの望んでいたこととは大きな隔たりがあり、このままでは陳情に共感いただいた605名の署名協力者の方々へ結果を報告することが出来ないと考えています。

以下を参考に私たちの陳情の意図を正しく汲んでいただき再度議論を実施いただくようお願いいたします。

1. 事実のみを客観的に見て議論していただくようお願いいたします。

私たちは行政へ見解を問うことや、仲介役を期待しているものではありません。

行政からはすでに何度も「説明会の要望」を拒否されており、また「協議の場の取り持ちのお願い」についても文書にて明確に拒否をされています。

議会に於いては私どもが署名活動や陳情に至った経緯を考慮いただくようお願いいたします。
なお客観的な判断に追加資料が必要であれば、様々な関連書類を提出する用意もあります。

2. 先日の委員会における「取り上げるのに苦慮しているところ」という発言に抗議致します。

個別の話し合いを促す発言等もありましたが、本当に陳情に目を通した上での発言なのでしょうか。

議会は「地方公共団体の適正な運営」のため「地方公共団体の機能および執行機関を監視する役目」を持っていると認識しています。

議会にその役割遂行を期待し、行政の計画の是非を問う本陳情に対しての発言とは思えません。

また一部議員からは笑いながらの発言があったことなども、到底真剣な議論がなされているとは思えない理由であることも付け加えておきます。

3. 議会として今推進中の「民間運営計画」を是とするのか否とするのか、結論を示していただくようお願いいたします。

議会に於いては「計画の推進が正しく行われているのか」「見直すべきところはないのか」を純粹に議論していただき、今計画を「このまま進めるべき」なのか「見直すべき」なのか明確な結論を示していただくようお願いいたします。

私たちは「市場は山陽小野田市にとって必要不可欠なもの」であり、またその役割は非常に大きなものだと考えています。

しかしながら現計画での新市場は、仲買人申し込み数ゼロ（先日の県への確認結果）、全附属営業人の3月31日退去、出荷者への具体的な出荷方法の通知は未だなし、という状況です。

議会におかれましてはもう一度本陳情について議論いただき、605名の陳情賛同者へ明確な答えを示していただくようお願いいたします。

